

尊圓法親王の圓選詞林と大手本

岡田 希雄

自分がかつて、尊圓法親王の圓選詞林につき、藤井乙男先生御所藏本によつて紹介した事がある 昭和十三年十一月の國語國文を参照せられたいところがこの十一月はじめ頃に、堀部正二氏 舊姓鹿島より、七月頃、京都博物館に陳列せられて居た青蓮院藏尊圓法親王御筆大手本と云ふのが、圓選詞林と同じ物であると云ふ事を教示せられたので、特別閲覧の手續を取りて十一月三十日に拜見する事できた。いかにも大手本と圓選詞林とは同じものであり、兩者を比較すると詞林本文の破壊狀態がよく判るから、前稿の補遺の意味で此の一文を書き、紹介の責任を果さうとするのである。鹿島氏に御禮申上げる。

大手本は蒔繪の箱に入れられた大形の胡蝶装（所謂大

尊圓法親王の圓選詞林と大手本

福帳式）一帖で、縦一尺六分、横八寸三分、表紙はけばばしく無い金欄の裂で見返しは型の如く金銀箔泥の横様入、但し此の表紙や見返しは本文の古色に相應しからぬかなり新しいものである。本文用紙は鳥の子である、四十枚を五折りしてあるから八十丁、此の後に五六丁同質の紙が足して製本してあるが、其れは新しい紙にして白紙でもある、これは後世の添加であり、元來の本文用紙は右の八十丁分であつたのである事は明らかだ。其の第一丁は表紙の次ぎの白紙（胡蝶綴では特別の表紙を添へない場合にはこれが表紙と成るものである）で、第二丁より本文が始まり、第七十九丁裏で本文は終り、第八十丁表頁は法親王の識語が存し、其の裏頁は白紙、しかして此の第

八十丁は油が滲んで居り、かなり古びて居り、其の次ぎに新に添加してある紙との間には、古さ新しさに於いて格段の差がある。虫損は文字に支障無い所に極めて少しあるが、手擦は云ふ程の事は無い、大變よく保存せられて居る。本文は、「舞樂」より「變調」(「神樂名」の前)に至る七頁分が三段書きである以外は、全部四段書き、行數は六行、藤井博士本圓選詞林との相異と云へば、詞林が紙幅の都合上五行と成つて居るのを除けば、他は識語に至るまで字形も字配りも全く大手本と詞林とは一致して居る、字の大きさも大體似て居る。

二

さて最初の疊字の所は、第一行に「疊字」と標目して第二行より本文を書くが、イロハ各部所屬語彙の第一行行頭には朱筆にてそれぞれ伊呂波仁保遍登と云ふ風に書いて居る、此の朱筆は本文同筆であらうが、圓選詞林では此の朱筆が無い。さて須部は、圓選詞林は裏頁の全一頁に二十語を記し、完全に其の頁を使用して居るので、

自分は「或いは今一枚があつたのでは無いか」と想像したのであるが、大手本には案の如く

隨身 隨喜 推轂 醉吟

衰微 衰苦 水驛 睡眠

醉狂

の三行九語が存するのである。斯くて疊字部第三十七丁の裏なる七十四頁は須部の末尾一行を空白にして終る。

さて此の次ぎは、圓選詞林では冊が改り、裏冊第一頁として突然官職名の中途雅樂寮よりはじまるので、自分は脱落を指摘し、和田英松博士引用の拾霞抄により「諸國」「京條里」の全部、「官次第」の幾分かが脱落して居る事を述べて置いたが、大手本では、やはり、第三十八丁表頁第一行より「諸國」がはじまり、畿内・東海道・東山道・北陸道乃至西海道の國名を五頁分(二丁と三行、計二十七行、残り三行は空白)記し、さて次の裏頁第一行より「京條里」と標し、「横小路」「堅小路」を書くこと三頁分十八行、次ぎは表頁第一行より「官次第」がはじまり、神

祇官・太政官以下百官百司名を記す事、十五丁と一頁分（但し最後の頁は二行あるのみ、残りは空白、故に行数では百八十二行）がある。以上諸國・京條理・官次第の純粹の行數總計は二百二十七行、而して詞林は官次第として十三丁分百三十行を存するのだから、差引詞林には九十七行の不足がある事と成る。九十七行と云へば一頁五行の詞林としては、十九頁と二行である、十枚に三行不足であるが、其の三行は疊字の須部の三行が存したと見れば可いから、結局、詞林では「諸國」「京條理」の全部と「官次第」のはじめとで丁度十丁脱落して居る事が判る。しかし詞林は表裏二冊と成つて居るから、ス部の尾の三行が裏冊のはじめに來る事もあるまいとすると、表冊の尾でただ三行を記した一丁が脱落して居るのか。だが、さすれば又、裏冊では恰度十丁分の脱落であるとも云へず、十丁分百行のうちで、三行分だけは空白の行が（部の變り目などに）あると見なければならぬ。然う解釋する事も決して不穩當ではない。

尊圓法親王の圓選詞林と大手本

次ぎに大手本では

衣服 裏頁第一行よりはじまり三頁分、但し尾一行は空白。

武具 表頁第一行より十三行、即ち二頁と一行分。

雜物 表頁第二行よりはじまる。

と續くのであるが、大手本との比較により圓選詞林には武具部に二行の脱落が存するのが判つた。一つは「胄首鎧 弓 絃」の行の次ぎに

彌 腹卷 弭 弓袋

の一行を落したのであり、も一つは、最後の行として表頁第一行に於いて「張」の一字を落して居るのである。

さて香箱・茶具・鎗具・禪院寺司・樂器と續くのだが、禪院寺司の「火鈴・打板云々」の行の次五行は何故か空白にして、次の裏頁第一行より「山門・佛教云々」の行が記されて居る。詞林は空白とはして居ない。さて樂器の次ぎは詞林で「舞樂」「平調」と續くのだが、このところ圓選詞林を見て、をかしく感じたがやはり詞林には脱落があつた。其の状態を示すと左の如くである。

大手本

圓選詞林

舞樂	標目と共に六行	同上
平調	同	七行 尾の二行脱落
大食調	同	五行 無し
雙調	同	二行 無し
黄鐘調	同	四行 無し
盤涉調	同	七行 無し
壹越調	同	六行 同上
平調	同	二行 同上
雙調	同	三行 同上
神樂石	同	八行 同上
催馬樂石	同	十一行 同上

様に綴糸が切れたが爲めの脱であらう。さて此の舞樂のところ、かなりに亂雑である。親王には左右樂目録と稱する法帖がある由、和田英松博士が云つて居られるので、前稿に於いて、此の舞樂の條は其の左右樂目と關係あるものでは無いが、例へば詞林の舞樂の條を法帖として單行したものでは無いかと云ふ風に疑ひもしたが、其の後其の左右樂目録〔觀應元年八月日嘉賀親王九之とある。文化十一年の模刻だと云ふ事だが私の本には刊記は無いを〕手に入れ、詞林や大手本と比べると大體同じ組織にて、拾芥抄音樂部第三十一の樂目録に似たやうなものが、大手本、左右樂目録、拾芥抄樂目録とは、其れ其れかなりの相異がある。私は大手本の樂の所で詞林に闕けて居るものを寫し取らなかつたから明確には云へないが、とにかく大手本では、左の樂即ち唐樂を壹越調これには壹越調と云ふ目は無く、單に舞樂とあるのみである。しかし、舞樂と云ふは、高麗樂の雙調までの總稱であるから、唐樂の壹越調に舞樂とのみあるは、空音では無いのだらう。さて此の壹越調の中には、當然沙陀調の樂も含まれて居る。平調、大食調、雙調、黄鐘調、盤涉調と云ふ風に大まかに擧げ、さて右の樂、即ち高麗樂をば、何とも斷らないで、其れを壹越調、平調、雙調の順

で擧げて居るのである。だから、舞樂のところの標目は、正しくは

舞樂 左方

壹 越 調

平 調

大 食 調

雙 調

黃 銅 調

盤 涉 調

右方

壹 越 調

平 調

雙 調

と云ふ風に擧げるのが正しいのだらうと思ふ。

次ぎに百首題は、大手本では表頁第一行より始まり、
 奉廿首、夏十首、秋廿首、冬十首、戀廿首、雜廿首が存
 するのだが、詞林では夏十首の末の二題一行以下雜廿首

尊圓法親王の圓選詞林と大手本

の尾に至るまで全部で二十三行が脱して居る。又大手本
 では、續いて表頁一行より「牛馬」がはじまるが、其の
 はじめの七行が詞林では脱して居る。其の脱文左の如し

牛馬

驥 駿馬

騮馬 駱馬

鶉毛 紫驪

驢 驃馬

馱 ×馬

赭白馬 嘶

蹀 騰

驚駢 牡馬

油馬 連錢駘

紫馬 駁馬

驃馬 駒

落星馬 騶

鳴 躡

(此の行詞林此行より後を存す)

しかして「百首題」の二十三行と、「牛馬」の七行とを加
 へた三十行は、一頁五行の詞林としては丁度三枚分であ
 る。即ちこの三丁も亦、詞林では失はれて居るのであ
 る。さて「鞍馬」「車具」は別に云ふ事も無く、車具が裏
 頁の第三行で終り、次の表頁に識語が存する。其の文、
 行數・字配・字形等も全く詞林と同じであり、法親王の御

署名は無い。

三

要するに大手本は、是れが尊圓法親王御眞筆か何うかは問はないにしても、圓選詞林と同じ書であり、大手本一帖は本文七十八丁の完本であり、詞林藤井先生本は二冊で現在では表冊^{卷上}四十四丁、裏冊^{卷下}三十三丁だが、少くとも下卷に十五丁の脱落が存する不完本である。上卷末にも一丁の脱落があるかも知れぬ。其の脱落は、恐らく此の藤井本が寫されて後に綴糸が切れたためであつたと見られる。

詞林の一本と信ぜられるものに拾霞抄と云ふがある事を和田博士の言^{泉室御撰之研究}で知り得るが、其の内容に就いて博士は

疊字 ^{伊より須に至る}	諸國	京條里	官次第
衣服	武具	雜物	香箱
茶具	鈔具	禪院寺司	催馬樂名
牛馬鞍具	百首名所百首題等にて		

と云つて居られるが、大手本と比べると、拾霞抄には禪院寺司の次ぎの樂器・舞樂乃至神樂名が見えず、「牛馬鞍具」は「牛馬」と「鞍具」の二部が誤植か何かで「牛馬鞍具」と一部の如く成つたとするにしても車具が見えない。見えないのは、實際無いのかそれとも博士が擧げるのを省略せられたのが判らぬ。順序から云へば、百首が牛馬鞍具の次に存するのも大手本と合はない。拾霞抄では果してさう成つて居るのだらうか。大手本は一度改裝せられた事のあるものだが錯簡は全く無い。百首の如きは、識語にも言及してあるもので巻尾にある方が相應はしいが、しかし神樂名・催馬樂名・百首と續く大手本の順序も亦相應しく、しかして大手本は尊圓御筆と傳へるのだから、是れに従ふ他なく、結局拾霞抄は、和田博士の言の如くであるならば、大手本と少々異ると云ふ他は無い。

さて大手本の内容を念のため記して置く。

(一)疊 字色葉分類
一六九四語

(三)京條里

(五)衣 服六一語

(七)雜 物一五六語

(九)茶 具一二語

(二)禪院寺司五八語

(三)舞 樂左樂登越調と
右樂越調とに當
る以下左樂

(五)大食調

(七)黃鐘調

(九)登越調右樂の壹
越調なり以下同

(三)雙調

(三)催馬樂名四〇語

(三)牛 馬四〇語

(七)車 具二八語

不要と思ふ語数は擧げなかつた。衣服・武具・雜物・香箱・
茶具・銚具・禪院寺司・樂器・牛馬・鞍具・車具の十一部の語

尊圓法親王の圓選詞林と大手本

(二)諸 國

(四)官次第

(六)武 具四十五語(詞林に二
行五語の脱落ある故
數の相異あり)

(八)香 箱七語

(一〇)銚 具一九語

(三)樂 器二四語

(四)平 調

(六)雙 調

(八)盤涉調

(一〇)平 調

(三)神樂名二五語

(四)百 首

(六)鞍 具三八語

數四百九十八語、これを疊字部のに加へると、二千百九十二語と成る。

四

さて大手本には本書の書名と見る可きものは全然どこにも無い。現在の表紙には題箋も無いし、題箋の存したらしい形跡も全く無い。圓選詞林とか拾假抄とか云ふのは法親王以外の人が假りに興へた名であらう。此の大手本の筆者が果して尊圓法親王であるか何うかも知らぬが「大乘院宮御眞跡 御手本」詩繪の箱を納めるための粗末な箱に書いてある。明治三十四年九月刊行の京都帝國博物館列品第一回目錄、三十六年十二月刊の第二回目錄等の宸翰付御作の部、昭和三年秋の大體記念古美術品陳列目錄一七七頁にも、尊圓法親王御筆として出て居る。と云ふ青蓮院の傳へは先づ信じる他はあるまい。法親王の識語から云へば、此の本は康永二年四月廿九日に親王が千代菊に書いて興へられたものと云ふ事に成るが、千代菊が習字手本として頂戴したものを、お返ししたので、青蓮院に傳はつたのであるか何うかも判らぬ。(疑へば、法親王の御筆を誰か妙手が模したのであるかも知れぬ)とにかく大型の手習手本であるから、便宜上大手本

と呼んで居るのであらう、文祿二年頃に青蓮院門跡であらせられた尊朝法親王は、尊圓の大手本を、文祿二年二月、同五月の二度模寫して所望者に與へて居られる。斯う云ふ事は恐らくは度々あつた事だらう、其の中の文祿二年二月三日の尊朝模寫本を模寫したのが藤井博士の圓選詞林である。其の詞林は尊朝御筆本の直接の模寫であるか、間接の模寫であるかは判らぬが、大手本と比べると、甚だ巧みに模寫せられて居る。其の類似の程度は不思議なくらゐであるが、ただの本の模寫で無くて習字手本の模寫である以上は、字形筆意等に於いて此の程度まで似せなくては無意味であらう、異ふ點と云へば紙幅の都合で大手本の一頁六行が圓選詞林では五行と成つて居るだけの事である。

以上で大手本の紹介を了へるが、前稿「尊圓法親王の圓選詞林に就いて」の誤植を訂して置く。括弧の中が正しい。

二二頁五行、ケー〇一(一一)、同五行六六(六五)、同七行一六(二〇)、同八行、ス部十六語(二十語)、二三頁五行

神樂名二六(二五)、二四頁尾一行、延慶三年六年、(三年六月)、二七頁三行、書寫之切(功)、三一頁三行塵袋(塵芥)、以上(昭和十四年十二月三日稿)